

令和元年度（2019年度）第2回教育委員会（5月定例会）議事録

- 1 日時 令和元年（2019年）5月8日（水）
午前9時30分から午前10時25分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄

4 議事等

(1) 議案

議案第1号 熊本県障害児審査委員会委員の任命について

議案第2号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

(2) 報告

報告(1) 令和2年度（2020年度）熊本県公立学校教員採用選考考査について

報告(2) 平成30年度ネットいじめ等早期対応推進事業の実績報告について

5 会議の概要

(1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

(2) 議事録署名委員の選出

教育長が木之内委員を指名し、了承された。

(3) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第1号は人事案件のため非公開とした。

(4) 議事日程の決定

教育長の発議により議案第2号、報告(1) 報告(2)を公開で審議し、議案第1号を非公開で審議することとした。

(5) 古閑陽一教育長 就任挨拶

それでは、定刻より若干早くはございますけども、ただいまから5月の定例教育委員会を開会いたします。

最初に初めての委員会ですので一言ご挨拶をさせていただきます。

2月の県議会におきまして任命同意をいただき4月25日付で教育長を拝命いたしました古閑陽一でございます。

熊本の宝である子どもたちのために誠心誠意全力で取り組んでまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

少しお時間を頂いてお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。すみません。座らせていただきます。

平成から新しい元号の令和となりまして1週間が経ちましたけど、今年は蒲島県政3期目の総仕上げの年ですし、南部九州総体やラグビーワールドカップまた女子ハンドボール世界選手権大会が開催されるなど、記念すべき大事な年である

と思います。働き方改革や来年度からは新しい学習指導要領や新しい教科書が段階的に導入もされます。

また新たな本県の教育プランや教育大綱の策定も予定されています。そういう意味では、今年はまさに変革節目の年であると考えております。

このような時期に委員の皆様と一緒に子どもたちの教育に関われることにつきまして大変うれしく思っておりますし、一方で果たすべき役割や責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

やらなければならないことは大変多くございますけども、3点について申し上げたいと思います。

1点目は命を守る教育、安全で安心な学校づくりということです。子どもたちの命を守る教育そして安全で安心な学校づくりは学校教育の基本であります。これを徹底していく必要があると考えております。今後いっそう情報モラルや言語環境の悪化への対応をはじめとした、いじめの未然防止、早期発見に努めていくとともに生きる力を身に付けることに全力を挙げて取り組んでまいります。そのために、この4月には学校安全・安心推進課を新しく設置し、いじめ防止などの子どもの安全安心にかかる危機管理を一元化し、より専門性の高い迅速な対応を図っていくこととしております。また、熊本地震の影響により心のケアが必要な子どもたちが今なお1,804人いるという現状を踏まえまして引き続きスクールカウンセラー等による支援の充実を図ってまいります。

2点目は、時代の変化に応じた教育です。少子高齢化やICT化、グローバル化など、ものすごいスピードで時代や社会が変化していく中で、生き抜いていくために、あるいは夢や幸福を実現していくために、子どもたちが生きる力や考える力を身に付けていくようにしていくことがますます重要となってきております。

また、その土台となるのが命を大切にす他者への理解や思いやり、家族や郷土、国を愛する心です。この時代の変化に応じて変わっていく、変えていく部分と、熊本の心など変わらない、変えてはいけない部分の双方をしっかりと身に付くように取り組んでいく必要があると考えています。

3点目は、学校の魅力作りとその情報発信です。少子化等の影響で学校のありようも問われている中で、今後いっそう地域の皆様や市町村とも一緒になって学校の魅力作りに力を入れて行きたいと考えております、併せてこのような取組を広く県民に知っていただくために、情報発信が必要だと考えております。このため4月には、高校の魅力向上活性化対策を講じるため高校教育課内に高校活性化推進班を設置したところであります。本県の教育は皆様やこれまでの関係者の皆様方が長い間築き上げてきたしっかりとした礎があると考えております。その上でこれからも県の教育大綱やプランで掲げた目標や様々な課題に対して子どもたちのためという原点を忘れずに委員の皆様と共に一緒になって、専門家を入れた組織的なチーム熊本、あるいは関係機関と連携したオール熊本で取り組んでまいりたいと考えております。未来ある子どもたちの夢の実現に向けて皿を割ることを恐れずに何事にも前向きにチャレンジして行きたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき教育長の職務代理者に木之内 均 委員を指名させていただきましたので、併せてご報告をいたします。

(6) 議事

○議案第2号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見について」

教育政策課長

議案第2号について、ご説明します。提案理由を1ページに記載しております。こちらは、これから5月臨時県議会へ提案する教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたので、教育委員会に付議し、ご意見を伺うものです。

今回、提案いたします議案は、2ページの県知事からの依頼文にありますとおり、「専決処分の報告及び承認」1件でございます。

内容につきましては、次の3ページをお願いいたします。熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起に係るものです。県が行った支払督促に対し、債務者から異議の申立てがなされたことから、訴えを提起するため、知事の専決処分としたものです。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長

ただいまの質問等に対して、御質問等はございませんか。よろしいでしょうか。回答もれや追加補足等はございませんか。

教育長

それでは、この件につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

教育長

ありがとうございます。

○報告(1) 「令和2年度(2020年度)熊本県公立学校教員採用選考考査について」

学校人事課長

学校人事課です。報告(1)「令和2年度(2020年度)熊本県公立学校教員採用選考考査について」、お手元に配付しております冊子「令和2年度(2020年度)熊本県公立学校教員採用選考考査 実施要項・志願書」を用いて主な概要についてご報告いたします。

なお、実施要項等については、明日から県教委のHPに掲載するとともに、県内教育事務所等において、配布する予定です。冊子をおめくりいただき、右側の1ページをご覧ください。まず、令和2年度(2020年度)の採用予定数についてです。令和2年度(2020年度)採用予定数については、3の「受考校種・職種及び教科等」の表のとおりとなっております。表の左端「校種・職種」欄の「小学校教諭等」は、表の右端「採用予定数」欄のとおり158名程度の採用を予定しています。以下同様に、「小・中学校教諭等」が「18名程度」、「中学校教諭等」が「計53名程度」、「小・中学校教諭等」で「障がいのある者を対象とした特別選考」が「4名程度」の採用予定数で、小・中学校教諭等の合計では233名の採用を予定しています。

なお、昨年度は232名の採用予定数でした。

次に1ページの下から2ページにかけての表をご覧ください。

同じく、「高等学校教諭等」全体で「32名程度」、「特別支援学校(学級)教諭等」のうち「専願」が「29名程度」、「高等学校・特別支援学校(学級)教諭等」で「障がいのある者を対象にした特別選考」が「4名程度」、「養護教諭」が「23名程度」、「栄養教諭」が「3名程度」の採用予定数であり、1ページの小・中学校教諭等と合わせて、令和2年度(2020年度)は324名程

度の採用を予定しています。

なお、総計の比較では、昨年度は321名の採用予定数でした。これは、「教員の大量退職を見据え」、本年度末の退職見込者数を踏まえ採用予定数を決定したものです。

次に主な変更点について説明します。一旦、表紙にお戻りください。

枠囲みをご覧ください。今年度は大きく4点の改善を行います。まず1点目は、「小学校教諭等の第二次考査での実技考査の廃止」です。大学訪問などを積極的に行いながら、受考者の確保につながっているところですが、小学校においては、倍率の低下が課題であり、受考者を確保する必要があります。受考者の負担を減らすため、水泳、器械運動、ピアノ伴奏の実技考査を廃止します。なお、水泳、器械運動、ピアノ等については、免許取得の際に基礎的な技術・技能については、身に付けており、直接的な影響はないものと考えております。また、採用後には、実技等に関する研修を充実させるなど、フォローアップにも努めてまいります。

2点目は、「臨時的任用教員等を対象とした考査内容の一部免除の条件緩和」です。詳細は、4頁に掲載しています。これまでも、臨時的任用教員として任用されていたものについては、第一次考査の教職科目と専門科目のうち、一定の条件を満たす者は、教職科目を免除していましたが、さらなる人材確保やより多くの受考者を確保するために、日頃から本県の教育に尽力されている臨時的任用教員の一部免除の条件緩和を行います。3点目は、これまでの「身体に障害のある者を対象とした特別選考考査に今年度から新たに『知的障がい者』、『精神障がい者』を加え、障がいのある者を対象とする特別選考考査として実施」いたします。

本年度から、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障がい者の雇用促進を図るため、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象とする特別選考考査として実施します。

最後4点目は、「他県等現職教諭等受考者の年齢制限を59歳以下に緩和」することです。

他県等で経験を積まれた人材を確保するために年齢制限を緩和します。変更点の詳細については、2ページから4ページにかけて掲載してあります。

変更点のほかにも、昨年度に引き続き、3ページの「スポーツ特別選考」、「社会人を対象とした考査内容の一部免除」、「『小・中学校教諭等英語A区分』における英語の資格を持つ者を対象とした考査内容の一部免除」など実施し、多様で優秀な人材を確保していきます。

また、今年は福祉に関係する仕事の実務経験のある人材を対象とした、高等学校教諭等（福祉）の特別選考を行います。

以上が、令和2年度（2020年度）の主な概要です。

4ページをご覧ください。

次に、採用選考考査のスケジュール等についてです。第一次考査については「5 第一次考査」の「（1）日程及び会場」の表に記載のとおり、7月14日（日）に校種・職種・教科の別で第一高等学校、済々黉高等学校、熊本商業高等学校の3会場で行います。

5ページをお願いします。「（4）結果の通知について」のところですが、第一次考査の結果は、7月26日（金）の通知を予定しています。

また、第一次考査の合格者に対する第二次考査は、「6 第二次考査」の「（2）期日」のとおり、1日目を8月18日（日）に行い、2日目は8月19日（月）から23日（金）のうちの指定した1日に行います。

第二次考査の結果については、「（6）考査結果の通知」ですが、10月上旬の通知を予定しています。

6ページをご覧ください。

志願書の受付については、「8 志願手続（第一次提出書類）」のとおり、5月20（月）から持参または郵送、電子申請で受け付けます。なお、この「実施要項・志願書」につきましては、7ページの「（3）志願書等の請求方法」にありますように、明日、9日（木）から県庁、各教育事務所ほかで配布を開始いたします。

学校人事課からの報告は以上です。

教育長

ただいまの説明につきましてご質問等があればよろしくお願ひします。

吉田委員

障がいのある方の受験に関してお伺ひします。私は昨年、熊本商業高校での受験を2回に亘って5分ほどずつ見せていただきました。そのときは、十分な配慮がなされている印象を受けましたが、その後トラブルがあったと聞きました。それに対して具体的な改善策はお考えでしょうか。

教育総務局長

はい、受験者の方と私たち事務局側とのコミュニケーションがうまくいってなくて、受験者の方がこういうふうにしてくださいとおっしゃったのですが、こちらはそこまで受け取っていませんでしたので本年度から書面で確認をしながら一つ一つ詰めていくようなことを考えております。

非常に受験者の方には申し訳なかったと私たちとしては思っておりますので、その点については最大限、一点一点配慮をしながら文書で確認していこうと考えております。

吉田委員

ありがとうございました。いろいろと改善されるのが一番だと思います。

学校人事課長

学校人事課でございますけど、かなり打ち合わせをさせていただきながら進めて当日も無事に終わったと報告を受けております。ただ最終的な確認事項というか書面で行うとかそういったところで課題も少し見えていますので、対応してまいりたいと考えております。

吉田委員

よろしくお願ひします。もう1点、実技考査をなくすことは私も良いと思いますが、研修でフォローアップをするということですが、具体的な計画はあるのでしょうか。

学校人事課長

学校人事課でございますけども、合格して来られる先生方の一人一人の能力も違うと思いますので、そこはできれば希望を取り、希望者に関しては教育センターと相談しながら、効果的な研修を行い、対応をしていきたいと思っております。全体でというよりも個別に希望を取るようなことを現在、検討しているところでございます。

吉田委員

ありがとうございました。まだ1年ございますので、様々な状況を考慮しながら具体的な対応策をお考えいただきたいと思ひます。

教育長

他に何かございますか。

櫻井委員

説明の中で志願者も減少していると説明があったのですが、その話とこの変更

の話というのが繋がっているのであればそれはちょっと問題ではないのかなと思います。

多様で優秀な先生を採用するという話と緩和するというのはちょっと相反するところがあります。教職員というのは普通の仕事と違まして子どもたちを教える、指導するという立場の人です。この3年を2年にするというのはそのレベルはいいのですが、先生としての基本的な能力を下げるといのはいかなものかなと思います。

やっぱりここは、ゆるくしたらずるいいきますので、特に志願者が減少しているというのは、それは試験が難しいからではなくて、違う問題が学校にあるからではないのかなと思います。そこを一緒に行くと子どものためにはならないと思いますので、再考をお願いしたいと思います。

学校人事課長

学校人事課でございます。今回、見直した部分で例えば専門性というのは各教科教える形になりますので、基準を下げないという形であまり手を付けておりません。一部免除した部分というのは教職科目です。

櫻井委員がおっしゃられたように、それ以外の部分については大きなテーマだと思っておりますので、学校人事課としても対応してまいりたいと思います。

試験制度につきましては、いろいろ他県との状況も調査をしながらやはり一定程度の志願者を確保するという中でレベルを落とさない範囲で、できることを考えたところがございます、今後も教えていただきながらより良いものになるように検討していきたいというふうに考えております。

教育長

今の説明でいかがでしょうか。

他の能力の実証はきちんと確保しながら、いわゆる環境整備も一方では必要かなという部分もございますので、櫻井委員からご指摘がありましたようにきちんと能力の実証を確保できるという大前提の上で、負担の軽減を図っていくというその両立をしっかりと図りながらやっていくという必要はあります。その点もう一回説明をよろしいですか。

学校人事課長

学校人事課でございます。やはり子どもたちの夢を育むのが教員ですので、基本的な能力、人間的なものも含めてだと思っておりますけども一定数の数及び質を確保するというのでその専門性も含めてしっかり担保できるような形で試験を考えていきたいと考えております。

櫻井委員

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

吉田委員

もちろん、知識や教養レベルは落としてはいけないと思います。ここで取り上げられている水泳やピアノなどは苦手だけれど、他は素晴らしいという学生はいます。したがって、実技に限定されている点で理解すると申し上げたわけです。他のレベルまで落とすのでは本末転倒ですね。

櫻井委員

すみません。今までの例えば中学校、高等学校の音楽をピアノの曲を暗譜で1曲演奏するというのは、やりすぎだったという認識なのではないでしょうか。それとも社会の状況が変わったから、違ういろんなオーディオのシステムで代替ができるのもういらなくなったということでしょうか。

学校人事課長

整理としましては、免許を取得した時点で基本的なことは学んでいる、マスターしているという整理です。これまでは、教職を受考する段階でピアノ等を今まで見ていたということですが、受考をしやすいような形にしたいということで免除しております。実際にブランクが空いている方もおられると思いますので、そこについては研修等で対応していくという形で今回見直しに踏み切ったということですが、

今までの、無駄なことをしていたとかではなく、フォローもしながら少し受考しやすい形に変えたと考えております。櫻井委員がおっしゃったように受考者確保が目的ではなく、良い人材を採るのが目的だというのは一番大事にするべき点だという認識ではありますけども、最低限の受考者を何とか確保したい、選べる形にしたいということで今回見直しをした項目の一部でございます。

ご理解いただければと考えております。

吉田委員

そうした点で研修が重要な意味をもってくるのですね、採用後に研修をして、しっかり本物を育てないといけないわけです。それは教育委員会としても大事な課題として考えていく必要があります。

学校人事課長

はい。教育センターとも相談しながらしっかり対応してまいりたいと考えております。

木之内委員

すみません。今の点については特に子どもたちにやはり差が出ることがないようにやっぱり小学校の場合はオールマイティーだからかなり大変だなと実感があるのですが、その中で最低ラインというのをぜひ研修のところは、吉田委員がおっしゃられたように熟知していただければと思います。

もうひとつは、制度上の中でいま熊本市と対応の形が分かれています。僕はこの部分はやはり県としてしっかりモニターをしながら気にしていないといけないなというのを感じています。どうしても受験する方々自体が県になるとかなり広域になるとか、やはり市のほうが小規模とした中にいられるというような話を聞くことがあるんですけど、そういう形の中でなかなか県のほうを受けてもらいにくいみたいなことがもし発生するとやはりこれは、逆に郡部と中心部の格差を生んでいくことにもなりかねないというのをちょっと危惧します。やはりそれなりに県を受けるための魅力というかやはりその辺の部分というものをしっかり考えた対応というのをやっていかないといけないのかなと思いますので、当然いろいろ考慮されていると思いますが、いろんな意味で市のほうの状況とかをモニターしていただきながら良い人材を採用できるように努力いただければと思います。

学校人事課長

県の教育行政職員も同じでございますけど広域というのはある意味魅力的な部分でもございますのでそういう魅力をいろいろな形で発信していきたいなと思っております。

その中のひとつが考査制度でもあろうかと思っておりますのでそこは木之内委員が言われたようにいろいろモニターもしながら、しっかりした考査制度というのをこれからも考えて行きたいと考えております。

堀内委員

ちょっと、話がずれるかもしれませんが、こういう採用考査書じゃないと

だめなのですかね、冊子じゃないと。

さっき皆さんの話を伺って大学なんかの募集パンフレットなんかすごく写真とかですね、なんていうか大学生、在校生の声なんかあるじゃないですか、だから少しちょっとそういう面で働いている先生方の熊本県のここがいいみたいなこととかっていうふうに載せるっていうところもなんかどうかなと。なんかその魅力発信とか良い人材を県に集めたいのであれば、ちょっと違った目線で少し募集を試してみるっていうのもどうかなと。すみません。今、皆さんの話を聴いていてちょっとそう思ったから、参考までにとかちょっと思いついたので、意見を述べさせていただきます。

学校人事課長

実際、受講される方々にどのタイミングでどういう形でアピールをしていくかというのは大事な視点だと思っています。今回、こういう形で例年通り事務的な部分で整理をさせていただいていますけども、2月にポスターを作成しております併せて、小さいカラーの見やすいパンフレットを作成しております。その中に各義務教育の学校、特別支援学校、高等学校の各先生の生の声というのをコンパクトに掲載しながら、熊本県の教職の魅力というのを早い段階の2月に配布しております。見ていただくための形で努力をしているところでございます。

堀内委員

ありがとうございます。すみません。こういうものがあるということを知らなかったもので、ありがとうございます。すみません7年目にしてはじめて知りましたとこういうものがあるということ。

でも、やっぱり視覚的に配慮しているのはひとつのつかみになるのですよね。

学校人事課長

ひとつ、補足をさせていただきますと、各大学ですね教育学部がある大学をリクルートもしながらこういった見やすいとか読みやすいものを配布しながら取組をしています。その上で、今回ちょっと事務的にこういういろいろ整理した部分も反映させて具体的な間違いのない願書といいますか実施要綱という形でお配りさせていただいてセットで大学あるいは学生にPRできたらというふうに考えているところでございます。

堀内委員

ありがとうございます。

吉田委員

話題が広がりすぎて申し訳ありませんが、大都市から熊本に来てリクルートしていますが、本県は他の大学に出かけて行って採用活動をされていますか。

学校人事課長

九州内はかなり周っておりますし、全国的にもパンフレットとか今回の実施要綱をいっせいに配布しております。

とくに福岡をはじめ九州各県についてはかなり周らせていてこれからも、今回、明日実施要綱を配布しますのでその後も周って行きたいというふうに計画しているところでございます。

吉田委員

いわゆる説明会みたいな感じですか。

学校人事課長

説明会も一部でさせていただいているところでございます。希望者を集めてですね。

吉田委員

ありがとうございました。

教育長

他にございますでしょうか。

ではこの教員採用選考につきましては各委員からのご指摘がありましたけれども大変優秀な人材を確保する上では、大切な取組でございますので委員の意見をしっかりと踏まえた上で、優秀な人材確保に向けて今後も検証を重ねながら対応していただけるようによろしく申し上げます。この件につきましてはよろしいでしょうか。

○報告（２） 「平成30年度ネットいじめ等早期対応推進事業の実績報告について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課でございます。お手元の資料報告（２）をご覧ください。

本事業は、SNS上でのいじめ等への対策として、「通報窓口アプリ」を全県立高校及び全県立中学校に導入し、ネットいじめやネットトラブルに対する学校の取組を支援する目的として、平成30年4月1日から開始したものです。昨年10月の定例教育委員会では、昨年4月から8月までの事業結果について中間報告を行ったところですが、今回は、9月以降の通報状況等を中心に御報告します。

「3 事業の結果」でございますが、昨年9月から本年3月末までの通報総数が142件でした。そのうち即時通報が117件です。この即時通報とは、被害者が特定され、いじめ等の状況が明確な通報内容です。この117件につきましては、翌営業日にまでにこちらへ連絡が入りますので、その後速やかにこちらから学校へ通報内容の確認とその際の留意点等を学校へ伝え、初期対応の充実を図っております。その結果、学校において通報内容を分類したものが、内訳に示している数字となります。

次に内訳ごとに御説明します。「（２）中間報告以降（9月～3月）の通報状況」のところをご覧ください。いじめ行為の13件のうち、本アプリ通報によって学校が知ったいじめ行為は11件です。いずれも学校が迅速な初期対応を行った結果、現在その全てのいじめ行為が現在止んでおります。御参考までにいじめ通報がありましたものの一部を枠囲みの中に明記しております。

次に、いじめに関することではありませんでしたが、緊急通報1件への対応を行っております。県警察の協力により、当該生徒の安全確保はもとより、当該生徒の保護者と学校が通報確認後2日目（通報確認が土曜日だったため月曜日）には面談することができ、学校及び家庭における丁寧な見守り等について確認し合うことができました。原因は、進路に関する保護者との意見の相違によるものでした。

不満の14件は、教師の指導方法や部活動の練習等についての不満でした。

「その他」については、8月までの通報件数と比べ、9月以降の通報件数は大きく減少しておりますが、これは、特定の生徒からと思われる複数件の通報が止んだためです。

次に、資料裏面をお願いします。本アプリに関する生徒アンケートを昨年11月に悉皆調査で実施しておりますので、その結果及びその後の対応・改善策について御報告します。約5割の生徒が本アプリの導入で、「これまで以上に学校生活やネットコミュニケーションで人を傷つけないよう、気を付けようと思っ

た。」と回答しております。よって、今後も、各学校には、本アプリ通報事例の中からいじめの未然防止や情報モラルの向上に繋がった事例を生徒集会等で説明するなど、更なる効果的な活用を促していくよう助言してまいります。

一方、テスト送信をしなかった生徒が約7割で、その主な理由は「忘れていた」、「使うようなことはないだろうと考えたから」などと回答しております。このような実態を踏まえ、各学校へは、いじめ等で誰にも相談できない状況におかれている生徒が、一人でも多く本アプリを活用できるよう、本アプリ導入の目的等について繰り返し生徒へ周知するよう依頼しております。また、併せて、更なる効果的な活用を促していくよう助言してまいります。

最後に、本年度の改善点について、4点御説明します。使い方に関する2点の改善については、電子黒板にて御説明します。1点目は、「いじめ匿名連絡サイト（スクールサイン）」のトップページに使い方の説明ページを新設し、通報ページへリンクできるように設計・改善しました。また、使い方の説明ページには、使い方の説明と課題解決イメージを想起させるユーザーの声を例示しました。2点目は、通信端末のホーム画面へショートカットが保存できるように説明ページを追加しました。再度、報告資料にお戻りください。3点目は、緊急通報への対応について、県警察とも緊密に連携して緊急対応を行うこととしました。4点目は、「緊急性を要する内容」については、当該通報の投稿から24時間以内に委託事業者から県教育委員会へ報告が入るよう契約内容を改善しました。

御報告は、以上でございます。

教育長

はい。ありがとうございます。このことについて、何か質問等はございませんか。

吉井委員

皆様お疲れ様でございます。お忙しい中ありがとうございます。

今の報告を伺って2ページになりますか、いじめ行為13件のうち本アプリ通報によって学校が11件知ったということと、次のページの生徒さんたちがこのアプリが入ったことによって今まで以上に学校生活やネットコミュニケーションに気を付けようと思った回答してらっしゃるあたり、これは導入した意義が大きかったのではないかと思います。

ここでとても良かったと思うのですが、気になるのがいじめ行為13件のうち学校が11件を把握していなかったというところです。

これによって学校が知ったということなのですがそこを考えた場合、このいじめ行為が全て止んでいるという報告が果たしてこのとおりに受け取っているのかどうかをちょっと考えてしまいます。

13件のうち11件を把握していなかった学校が今いじめ行為が止んでいるとおっしゃっているのが、果たして本当にそうなのかちょっと私は考えてしまいました。生徒にだけ見えて学校に見えないもの、あるいはいじめられている子だけが気付いていてそれ以外が気付かない場合が必ずあると思いますので、表面上いじめ行為が止んでいると思われても、その被害にあった子どもの状況をしっかり把握して、それでもまだ学校に行きづらい状況が続いているようならば、それはまだいじめが続いていると見るか、続いていなくても来れない状況が続いているか、そこをしっかりと確認した上でいじめが止んでいるという状況まで、そこまできたときに初めていじめが止んでいるという状況ができたというふうな認識で関わっていただきたいと思います。

それから、この学校安全・安心推進課ができて大変な進歩だと思うんですが、調べてみましたら滋賀県の大津市には「いじめ対策担当教員」という制度もあるそうでこれをすぐ入れてくださいとは申し上げませんがこの導入も検討されてもいいのかなとちょっと思いますのでとりあえずお知らせいたします、以上です。どうも、ありがとうございました。

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課でございます。いじめ行為の13件の件につきまして少し補足説明をさせていただきます。学校が初めて知った行為この11件といえますのはまだ他の生徒も気付いてないような通報の内容あたりもございます。生徒たちが心配をして「あの子どもがどうもいじめられているのではないだろうか」という段階での通報もございますので、そういった通報内容を受けまして学校のほうで授業担当者も含め生徒たちの様子を幅広く情報を収集いたしまして、そしてその後、当該生徒あたりからもスクールカウンセラーの面談等で状況を確認をし、その後いじめ行為については3か月間は少なくともずっと学校のほうで定期的に当該生徒及び保護者のほうにも連絡を取って、学校のことでもいろいろ悩んでいませんかといったことについても確認をしながら見守りを続けているところです。

そういう状況を踏まえて今現在そういった行為は止めますという形で報告をさせていただいたところでございます。

教育長

止んでいるという状況の確認はどういう形でやってらっしゃるのですか。

学校安全・安心推進課長

はい。学校安全・安心推進課でございます。

まずは第三者の生徒または授業に行っている職員あたりがそういう行為を確認する、それとご本人に対して面談をさせていただいてそういう行為は受けていませんと、そしてそのことを保護者にも確認をしております。その3点確認をした段階で行為がなされていないという判断を一応しております、これは文科省のガイドラインに則った対応をしておるところでございます。

教育長

ありがとうございました。

吉井委員

今のお答えについてひとつ。

いじめを直接受けていないいじめというのがあります。わかりやすいいじめではなくただ、ずっと無視をされるという、なにもされないいじめというものが存在します。そこも含めた上で調べていただければと思います。

学校安全・安心推進課長

はい。学校安心・安全推進課でございます。委員ご指摘の点、大変重要な部分だと受け止めております。今回通報の内容を含め学校に返すときにはその時点を含め十分こちらからも伝えておるところでございます。

ここの内訳の区分でいくとその他の通報の部分に分類するのですが、各学校の生徒の意識も高まってきておりまして「だれだれさんが気になります。」という形でいじめではないのだけど、「ぼつんと一人でいたりするのが気になります。」とか、そういう情報提供あたりも通報でこちらに出してくれていますので、そういう通報をしっかりと丁寧に受け止めて対応するように学校にも指導しているところでございます。

吉井委員

ありがとうございます。

吉田委員

投稿の内容のなかに「自分の悪口を言われて、はぶられている。」とありますが、これはどういう意味ですか。

学校安全・安心推進課長

すみません。学校安全・安心推進課でございます。これは「無視されている。」「シカトされている。」「自分のはぶかれている、はぶられている。」ということでございます。

吉田委員

わかりました。ありがとうございました。

11件の内容等についてお話いただきましたが、県民の皆さんにもこうしたことをしているというアピールはすべきだと思います。他の生徒たちが気づいていないところから対応を考えているということです。

そして、早期に対応できることを学校関係者の間で共有化していただきたい。

それから私自身は組織の安全について、トラブルの原因は「言いたいことが言えない」か「言ったけど聴いてもらえなかった」の2つしかないと考えています。

その意味で、こうした手立てを通して「小さなことでも心配なら言える」という雰囲気作りが大事です。もちろん身近な教師に言えるのが理想ではありますが、お互いの関係などもありますから、それは次の手立てになるのでしょうか。

それからもう1つは、システムとしては仕方のないのですが、「入力の前に個人情報取扱いについて確認し、同意のチェックを入れてください。」とありますが、これ自身が子どもに抵抗感を生み出さないかと懸念します。そこで匿名性の保障をしっかりと、安心できるようなメッセージ等を準備できればいいなと思います。

こうした同意は常識ですから悩ましい問題ではありますが、同意するにしても抵抗無くできるように改善していくのが課題だと思います。こうした点がネックになって「書けない子ども」がいないように、改善し続けていただきたいと思います。

教育長

ありがとうございました。

学校安全・安心推進課長

すみません、学校安全・安心推進課でございます。

今、吉田委員ご指摘のさまざまな通報の状況、学校間での情報共有という点でございますが4月と8月の2回に連絡協議会を行っておりまして、各学校からは教育相談等の担当者と管理職に来ていただき、上期下期の事例や通報について全校集会またはクラスで話し合いをして生徒の人権意識の向上や情報モラルの向上に繋がったという好事例の説明ですとか、またこの段階からこういう対応を学校がしていった結果、重篤な事案に繋がらなかったという共有あたりは図っているところでございます。

あと使い勝手の部分につきましてはいろいろな業者とも相談をしながらさらに改善を図っていければと思っております。

ありがとうございます。

吉田委員

私は本当に「チクリ」という言葉がなくなってくるとよいなと思っております。

教育長

他にご意見ありますでしょうか。

これは、平成30年度から本格的にスタートした制度ですので、まだまだ改善すべき点は多々あるかと思えますけれども、全国初の取組ということで、本県で始めたばかりの制度でございますので、今後も各委員からご指摘がありましたように、子どもたちが利用しやすいような環境づくりに向けていっそう改善点があれば改善していくということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

この件につきましてはよろしいでしょうか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和元年（2019）6月4日（火）午前9時30分から教育委員会室で開催することを確認した。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前10時25分